

小国高等学校いじめ防止基本方針

平成26年3月

熊本県立小国高等学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
1 いじめの防止	1
2 いじめの早期発見	2
3 いじめへの対処	2
4 家庭や地域との連携について	3
5 関係機関との連携について	3
第2 いじめの定義	3
第3 いじめの防止等の対策のための組織の設置	4
1 構成員	4
2 組織の役割	5
第4 年間計画	
1 年間の取組についての検証を行う時期	5
2 取組の評価、いじめ防止等対策委員会の会議、校内研修会等の実施時期	7
3 いじめの未然防止の取組と実施時期	7
(1) 道徳教育	7
(2) 人権教育	7
(3) 体験活動	8
(4) 情報モラル教育	8
(5) 生徒会活動	8
(6) 「心のきずなを深める月間」～いじめを許さない学校・学級を目指して～	9
(7) 「命を大切に作る心」を育む指導プログラム	9
(8) 授業改善に関わる取組	9
4 いじめの早期発見の取組と実施時期	10
(1) アンケート調査・チェックリストの活用	10
(2) 教育相談	10
(3) 相談窓口の周知	10
(4) 個別面談	10
(5) 校内研修	11
5 いじめに対する措置	12
(1) 発見されたいじめ事案への対応	13
ア いじめられた生徒又はその保護者への支援	13
イ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	13
ウ いじめが起きた集団への働きかけ	14

第6 重大事態への対処	14
1 熊本県教育委員会又は学校による調査	14
(1) 重大事態の発生と調査	14
ア 重大事態の意味について	14
イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について	15
ウ 調査を行うための組織について	15
エ 事実関係を明確にするための調査の実施	15
オ その他留意事項	16
(2) 調査結果の提供及び報告	17
ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	17
イ 調査結果の報告	17
(資料) いじめの未然防止及び早期発見の取組と実施時期	18

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取組んできた。

しかしながら、本校においても毎年何件ものいじめが認知されてきた。幸い深刻な事態に至ったものはないが、いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

また、熊本県は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、平成25年12月26日に熊本県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）を策定した。

この小国高等学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）は、法で義務づけられた学校におけるいじめ防止の基本方針であり、学校が家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図る。

1 いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について地域社会に認識を広め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発が必要である。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることに努める。

3 いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応する。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制の整備に努める。

いじめの解決とは、いじめた生徒によるいじめられた生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

4 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、PTA（育志会）や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校評議員会等を活用し、又は、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することとする。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。

5 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。

そのうえで、小国地区学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知することなどに取組む。

第2 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ防止等対策委員会」や人権教育・特別支援教育推進委員会を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、熊本県教育委員会とも連携し、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることとする。

第3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

1 構成員

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、学校の複数の教職員に加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家の参加を得て対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、本校は「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

当該組織については、校長、教頭、各学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、生徒支援教員、養護教諭、各学年人権教育係を本校からの構成員とし、外部専門家委員1名を加える。当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家委員の助言を得つつも機動的に運用できるよう、本校の実情に応じてその運用の工夫に努める。

2 組織の役割

「いじめ防止等対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下の役割を担う。

- 「学校の基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割 等

「いじめ防止等対策委員会」は、いじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的な対応を行うために置くものである。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行う必要があり、当該組織が情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなど体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

また、「いじめ防止等対策委員会」は、本校の学校基本方針の策定や見直し、本校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、本校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割を持つ。

第4 年間計画

1 年間の取組についての検証を行う時期

いじめの未然防止の取組を積極的に進めるには、未だ表には現れていない生徒の課題を発見する試みと、そこで明らかになった課題を解決していくための計画的な取組が重要である。そうした計画的な取組の達成を図るため、次に示すような一連の手順に沿って取組を進めていく。

- ①生徒の現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能かつ比較可能な尺度）で把握し、課題を発見する。
- ②その課題（問題となる状況）をどう変えたいかという目標（1年後・半年後・学期の終了時等までに実現したい状況）を設定する。
- ③その目標を達成するための具体的な取組について、計画（自校の教育課程に位置づけた実施計画）を策定する。
- ④実施計画に沿って、一連の取組を着実に実施する。

- ⑤一定期間終了後に、目標の達成状況を把握（上記の「①」で用いた尺度によって変化を確認）し、上記「①～④」の課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を検証する。
- ⑥検証の結果から導かれた新たな課題を上記の「①」として、再び「②～⑤」を実施する。

上記①～⑥の一連の手順を1年間のサイクルの中に以下のように位置づけ、取組と検証を行う。

1年間の取組と検証のサイクル

3月	○本校の生徒の課題となる事象について、基礎的な資料を収集する。
4月	○生徒の実態を把握するため、質問紙調査を実施する。 ○前年度の「12月」に実施した調査結果に基づいて話し合いを行い、学年ごとの重点課題を明らかにする。 ○各学年で設定した重点課題を踏まえ、学年の目標を設定する。 ○予定されている年間計画の中から、学年の目標の達成に活かせるような行事や学習等の教育活動を重点活動として選ぶ。 ○教師のみの共通理解や目標にとどめることなく、生徒や保護者、地域の人々も主体的に取り組めるよう、スローガン等を作成する。
5月	○計画に従って実践を行う。
6月	○重点活動については、指導案や指導記録、生徒等の感想文等を収集しておく。
7月	○「4月」に実施したものと同一（相当の）質問紙調査票を用いた質問紙調査を実施する。
8月	○「7月」に実施した調査結果に基づき、学年ごとの4～7月の取組を検討・評価する。 ○9月以降の課題・目標・計画を、必要に応じて修正する。
9月	○修正された計画に従って実践を行う。
10月	○重点活動については、指導案や指導記録、生徒等の感想を収集しておく。
11月	
12月	○「4月」「7月」に実施したものと同一（相当の）質問紙調査票を用いた質問紙調査を実施する。 ○「12月」に実施した調査結果に基づき、学年ごとの9～12月の取組を検討・評価する。 ○1月以降の課題・目標・計画を、必要に応じて修正する。
1月	○修正された計画に従って実践を行う。
2月	○年度末の反省を行い、次年度の取組に生かす。
3月	○年度末の反省を行い、次年度の取組に生かす。

2 取組の評価、いじめ防止等対策委員会の会議、校内研修会等の実施時期

取組の評価については、各学期に一度、取組評価アンケートを行う。第1回を6月末に、第2回を11月末に、第3回を2月末に実施する。その際、各学期の期末考査の日程等を鑑み、最適な実施日を決定する。

アンケートの集計は、長期休業に入った直後に行い、その後「いじめ防止等対策委員会」を開催する。アンケート結果の分析報告や進捗状況の確認、今後の取組の方向性についての検討等を行う。その検討の結果について、職員会議や校内研修会等ですべての教職員に報告する。

第1回（取組評価）	6月末（集計）	7月（会議）	8月（校内研修）	8月末
第2回（取組評価）	11月末（集計）	12月（会議）	12月（校内研修）	1月
第3回（取組評価）	2月末（集計）	3月（会議）	3月	

3 いじめの未然防止の取組と実施時期

未然防止の基本として、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進めていく。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくるとともに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（1）道徳教育（通年）

道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る。各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行う。

道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう工夫する。

（2）人権教育（6月・12月・2月）

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。

学校における人権教育の目標は、生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすることである。

人権教育を中心として教育活動全体を通じて培う力や技能は以下の通りである。

○他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力

○考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能

○自分の要求を一方的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだして、それを実現させる能力やそのための技能

これらの力や技能を着実に培い、人権感覚を育てるために、学習活動づくりや人間関係づくりと環境づくりが一体となった、学校全体としての取組を行う。

本校では、研修の充実と推進体制の機能強化、指導方法等の工夫・改善、学習環境の整備・充実の3項目を重点努力事項とし、人権教育に取り組む。

(3) 体験活動（5月～2月）

相手の存在や尊厳を認めることのできる生徒は、自分自身も他者から認められていたり、認められた体験を持っていたりする生徒、すなわち自己有用感を獲得している生徒である。いじめの未然防止を図る上では、社会体験や交流体験の機会を計画的に提供し、異学年の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくよう工夫する。

(4) 情報モラル教育（5月・11月）

学校への携帯電話の持込みの禁止や、使用禁止を行うことだけでは、生徒を「ネット上のいじめ」やインターネット上の違法・有害情報から守ることはできないことから、このような情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラルをしっかりと教えることが重要である。

学習指導要領においても、総則において各教科等の指導の中で「情報モラルを身に付け」ることが明記されており、本校においてもネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権への対応などに関する教育を行い、いじめの未然防止に努める。

(5) 生徒会活動（通年）

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てることを目標とし、生徒会の計画や運営、異年齢集団による交流、生徒の諸活動についての連絡調整、学校行事への協力、及びボランティア活動などへの社会参画を行う。

生徒会活動で育てたい「望ましい人間関係」とは、豊かで充実した学校づくりのために、一人一人の生徒が生徒会組織の一員としての自覚と責任感をもち、共に協力し、信頼し支え合おうとする人間関係である。また、ボランティア活動など奉仕の精神を養う社会的活動への参画や協力、他校や小学校・中学校との交流、地域の人々との幅広い交流など、学校外における活動を通して、他者を尊重し、共によりよい集団生活や社会生活を築こうとする開かれた人間関係である。

本校においては、このような認識のもとに、地域や他校と連携しながら、生徒会活動の充実を図り、生徒が自己有用感を獲得していくよう工夫する。

(6) 「心のきずなを深める月間」～いじめを許さない学校・学級を目指して～（6月）

熊本県教育委員会は、6月を「心のきずなを深める月間～いじめを許さない学校・学級を目指して～」(以下「心のきずなを深める月間」という。)と定めている。学校・家庭・地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取組む気運を高め、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進している。

本校においても、生徒同士はもちろん、生徒と教職員との「心のきずな」を深め、いじめを許さない学校・学級づくりを目指して、いじめの未然防止に重点を置いた取組を実施する。

(7) 「命を大切にできる心」を育む指導プログラム（4月～11月）

生命はかけがえのない大切なものであり、「命を大切にできる心」を子どもたちに育むことは喫緊の重要課題である。本校における「命を大切にできる心」を育むユニット(単元)による指導プログラムを作成し、学校や生徒の実態等を踏まえ、学校総体として「命を大切にできる心」を育む指導の一層の充実を図っていく。

このような基本方針のもと、3年間を通して、生命について考えさせ、自身の在り方生き方について振り返る機会と捉え、人や社会との関わりの中で生徒自身に貴重な存在であることに気づかせ、自己肯定感を高め、自身の生き方としての進路選択に結びつけていく。

(8) 授業改善に関わる取組（通年）

生徒が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間であり、授業の中で生徒のストレスを高めていないか、言い換えれば、授業中に生徒の不安や不満が高められていないかというのは、授業改善の大きなポイントである。国立教育政策研究所『いじめ追跡調査2007－2009』にもあるように、生徒にストレスをもたらす最大の要因は「友人関係に関する嫌なできごと」だが、その次は「人に負けたくないという過度の競争意識」であり、「勉強にまつわる嫌なできごと」が続いている。

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展しかねない。したがって、わかる授業づくりを進めることや、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫することは、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止につながるという認識で、授業改善に取り組む。

4 いじめの早期発見の取組と実施時期

(1) アンケート調査（4月・9月・1月）・チェックリストの活用（通年）

いじめの早期発見には、日常的に生徒の状況やサインを把握することが大切である。具体的な生徒の変化を把握するために、以下の点に注意しながら、熊本県教育委員会の「いじめ対応の手引き」（平成19年3月発行）を参考に、チェックリストを作成・活用する。また、学校生活や人権問題に関する意識や実態を把握し、人権教育の充実・改善に役立てる目的で、本校独自の人権意識調査を実施する。

(2) 教育相談（通年）

教育相談とは、本来、一人一人の子どもの教育上の諸問題について、本人又は保護者、教職員などにその望ましい在り方について助言指導することを意味している。言い換えれば、子どもたちの持つ悩みや困難の解決を援助することによって、その生活によく適応させ、人格の成長への援助を図ろうとするものである。

そのため教育相談は、生徒を中心に置くが、学校の中だけで行われるものではなく、家庭、地域など様々な場所において行われている相談活動と連携し、必要に応じてネットワークを構築し、一体的に実施していく必要がある。

学校内での教育相談は、すべての教職員が生徒に接するあらゆる機会を捉え、あらゆる教育活動の実践の中で行うことが大切であり、決して特定の教職員だけが行うものではなく、すべての教職員が行うものである。そのため学校内の教育相談体制（組織）においても、一人一人の教職員の力量は大切であるが、校内の各組織と連携が図られ、機能的な体制が構築されていることが大切である。学校種や学校規模等により校務分掌は様々であるが、「教育相談」を担当する組織は、特に、「生徒指導」、「学校保健」、「進路指導」、「特別支援教育」等を担当する組織との連携をしていることが大切である。

子どもたちの悩みや不安を見過ごすことなく、そして子どもたちが、いつでも、どこでも相談できる重層的な体制を構築していくことで、子どもたちは安心し、伸び伸びと成長していけるのであり、その環境をつくるのが、子どもたちを取り巻く教育相談体制の役割である。

(3) 相談窓口の周知（5月）

学校以外にも様々な専門的な機関等があり、相談業務等を行っている。生徒が自分の悩みや不安を解消するために、相談する機会が増えるよう、生徒集会やPTA（育志会）総会において、相談窓口の電話番号等を生徒及びその保護者に周知するとともに、生徒が携帯できる工夫をして配付する。

(4) 個別面談（4月・7月・10月・1月）

生徒が日常生活において接する機会が多い大人は、圧倒的に親と教員である。生徒のわずかな変化をないがしろにしたり、抱える悩みを見過ごしたりすることなく、できるだけ早期にとらえ、悩みが深刻化しないようにアドバイスや声かけを行うことが大切である。様々な悩みを抱える生徒一人一人に対して、きめ細かく対応するために、チェックリスト等で情報を収集するとともに、教職員による定期的な個別相談を実施する。

実施に当たっては、生徒がストレスを溜め込まないよう気軽に相談できるように、どの生徒にも受容と共感の姿勢で当たることに留意する。また、生徒の心身の発達段階を考慮し、精神的、社会的自立を助け、アイデンティティの獲得を支援することに留意する。

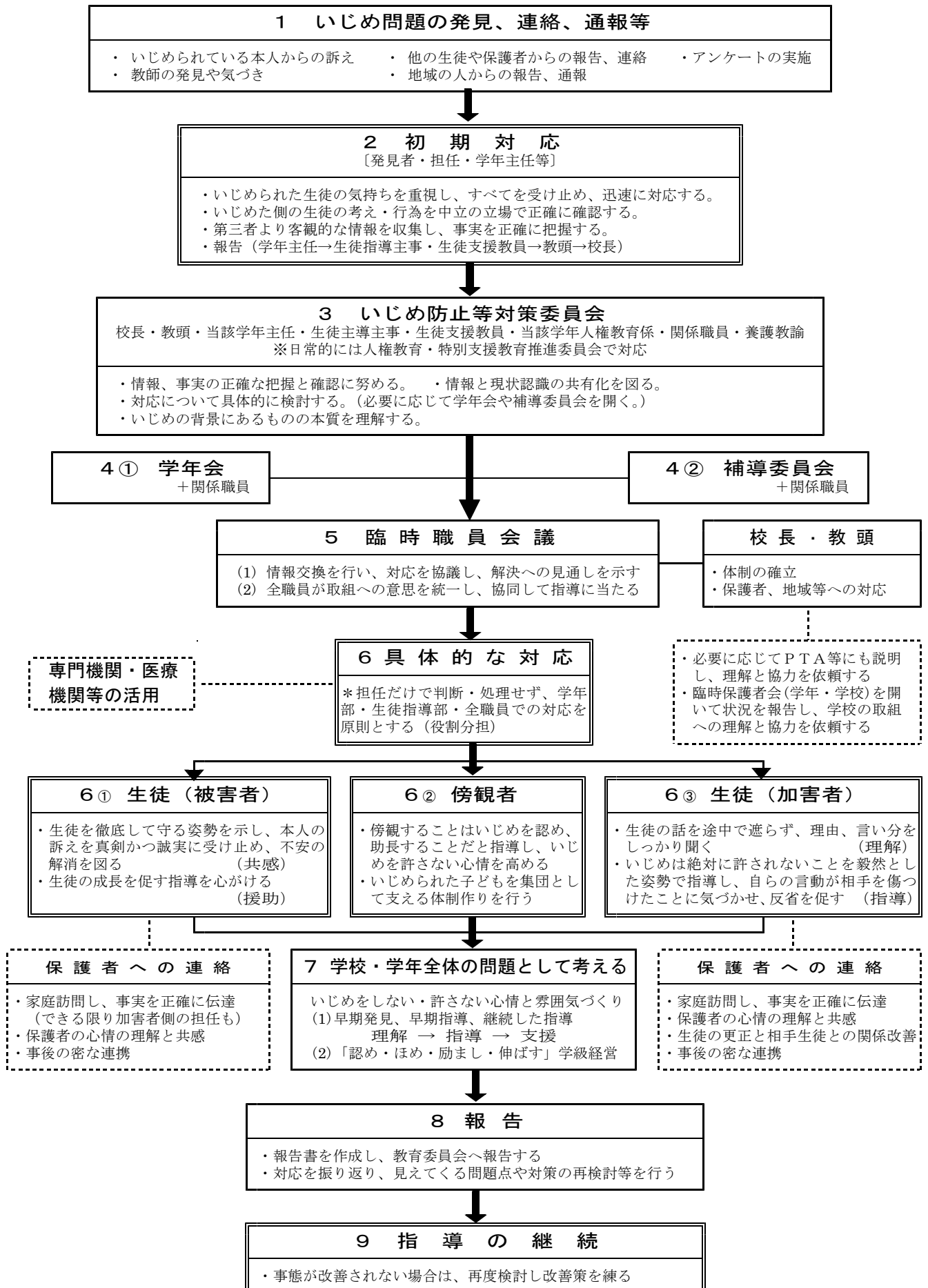
(5) 校内研修（4月・8月・10月・1月）

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。「いじめ防止等対策委員会」における議事内容について報告・協議を行う研修と、いじめの未然防止のための生徒理解研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

5 いじめに対する措置

いじめ問題への対応マニュアル

熊本県立小国高等学校



(1) 発見されたいじめ事案への対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、本校の「いじめ問題への対応マニュアル」に沿って速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

ア いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

イ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じ

て、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

ウ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

第6 重大事態への対処

1 熊本県教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、熊本県教育委員会と相談し、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態が発生した場合、熊本県教育委員会を通じて知事へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

ウ 調査を行うための組織について

「いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加える。

「いじめ防止等対策委員会」による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- (ア) 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- (イ) いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- (ウ) 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- (エ) 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- (オ) 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、熊本県教育委員会とともに事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員が

どのように対応したかななどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、熊本県教育委員会の指導の下、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで、対応に当たる。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等の方法で調査を行う。

なお、生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、熊本県教育委員会の積極的な支援を求める。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

熊本県教育委員会又は本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、熊本県教育委員会又は本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、熊本県教育委員会を通じて知事に報告する。

いじめの未然防止及び早期発見の取組と実施時期

	4 月	5 月	6 月
1 学 年	○新入生宿泊研修：命を大切に にする講話 ◇生活アンケート ◇個別面談 □取組評価アンケート	◇相談窓口の周知 ○情報モラル教育 ○生徒会活動：生徒集会	○人権教育LHR：仲間づくり ○人権朝読書・人権標語作成 ◇人権意識調査 ○命を大切にする指導プログラム（保健）：生命の社会的意味「妊娠・出産と健康」① （家庭基礎）：「親になるということ」 ○ボランティア学習会
2 学 年	◇生活アンケート ◇個別面談 □取組評価アンケート	◇相談窓口の周知 ○情報モラル教育 ○生徒会活動：生徒集会	○人権教育LHR：部落問題 学習① ○人権朝読書・人権標語作成 ◇人権意識調査 ○命を大切にする指導プログラム（国語）「I was born」 ○ボランティア学習会
3 学 年	◇生活アンケート ◇個別面談 □取組評価アンケート	◇相談窓口の周知 ○情報モラル教育 ○生徒会活動：生徒集会	○人権教育LHR：「言わない・書かない・提出しない」 取組② ○人権朝読書・人権標語作成 ◇人権意識調査 ○命を大切にする指導プログラム（国語）：「永訣の朝」（発達と保育）：「保育の目標と大人のかかわり」（生物）：「生殖と発生」 ○ボランティア学習会
教 職 員	◇人権教育・特別支援教育推進委員会 ○集会所学習会 ◇生徒理解研修 ○教科交流 ◇学級担任用チェックリスト	◇人権教育・特別支援教育推進委員会 ○集会所学習会 ○教科交流 ◇学級担任用チェックリスト	◇人権教育・特別支援教育推進委員会 ○人権教育LHR検討会 ○集会所学習会 ○生徒情報交換会 ○教科交流 ◇学級担任用チェックリスト

○未然防止の取組 ◇早期発見の取組 □取組評価アンケート

	7 月	8 月	9 月
1 学 年	<input type="checkbox"/> 公開授業 <input type="checkbox"/> 授業アンケート <input type="checkbox"/> 家庭用チェックリスト <input type="checkbox"/> 家庭訪問 <input type="checkbox"/> 命を大切にする指導プログラム（保健）：生命の社会的意味「妊娠・出産と健康」②（国語）：「自分の感受性くらい」 <input type="checkbox"/> ボランティア活動 <input type="checkbox"/> 生徒会活動：クラスマッチ <input type="checkbox"/> 取組評価アンケート	<input type="checkbox"/> 小国郷寺子屋 <input type="checkbox"/> ボランティア活動	<input type="checkbox"/> 中高一貫教育学友団活動 <input type="checkbox"/> 生活アンケート <input type="checkbox"/> 命を大切にする指導プログラム（現代社会）：「生命科学の課題」 <input type="checkbox"/> ボランティア活動
2 学 年	<input type="checkbox"/> 公開授業 <input type="checkbox"/> 授業アンケート <input type="checkbox"/> 就業体験 <input type="checkbox"/> 家庭用チェックリスト <input type="checkbox"/> 3者面談 <input type="checkbox"/> ボランティア活動 <input type="checkbox"/> 生徒会活動：クラスマッチ <input type="checkbox"/> 取組評価アンケート	<input type="checkbox"/> 小国郷寺子屋 <input type="checkbox"/> 就業体験 <input type="checkbox"/> ボランティア活動	<input type="checkbox"/> 中高一貫教育学友団活動 <input type="checkbox"/> 生活アンケート <input type="checkbox"/> ボランティア活動
3 学 年	<input type="checkbox"/> 公開授業 <input type="checkbox"/> 授業アンケート <input type="checkbox"/> 家庭用チェックリスト <input type="checkbox"/> 3者面談 <input type="checkbox"/> ボランティア活動 <input type="checkbox"/> 生徒会活動：クラスマッチ <input type="checkbox"/> 取組評価アンケート	<input type="checkbox"/> ボランティア活動	<input type="checkbox"/> 中高一貫教育学友団活動 <input type="checkbox"/> 生活アンケート <input type="checkbox"/> 命を大切にする指導プログラム（LHR）：自分史の作成 <input type="checkbox"/> ボランティア活動
教 職 員	<input type="checkbox"/> 人権教育・特別支援教育推進委員会 <input type="checkbox"/> 集会所学習会 <input type="checkbox"/> 公開授業 <input type="checkbox"/> 授業アンケート <input type="checkbox"/> 教科交流 <input type="checkbox"/> 学級担任用チェックリスト	<input type="checkbox"/> 人権教育・特別支援教育推進委員会 <input type="checkbox"/> 阿蘇郡市人権同和教育研究大会 <input type="checkbox"/> 集会所学習会 <input type="checkbox"/> 学級担任用チェックリスト	<input type="checkbox"/> 人権教育・特別支援教育推進委員会 <input type="checkbox"/> 集会所学習会 <input type="checkbox"/> 教科交流 <input type="checkbox"/> 中学校教職員による1年生授業参観及び情報交換会 <input type="checkbox"/> 学級担任用チェックリスト

○未然防止の取組 ◇早期発見の取組 □取組評価アンケート

	10月	11月	12月
1 学 年	○ボランティア活動 ○生徒会活動：生徒集会 ◇個別面談	○公開授業 ○授業アンケート ○命を大切にする指導プログラム（保健）：自己実現（LHR）性教育講演会 ○ボランティア活動 ○情報モラル教育 ○生徒会活動：生徒集会	○人権教育LHR：人権問題の理解① ○小国町人権啓発フェスティバル：意見発表 ◇心のアンケート ◇家庭用チェックリスト ○生徒会活動：クラスマッチ □取組評価アンケート
2 学 年	○ボランティア活動 ○生徒会活動：生徒集会 ◇個別面談	○公開授業 ○授業アンケート ○命を大切にする指導プログラム（LHR）：性教育講演会 ○ボランティア活動 ○情報モラル教育 ○生徒会活動：生徒集会	○人権教育LHR：部落問題学習② ○小国町人権啓発フェスティバル：ステージ発表観覧 ◇心のアンケート ◇家庭用チェックリスト ○生徒会活動：クラスマッチ □取組評価アンケート
3 学 年	○命を大切にする指導プログラム（LHR）：自分史の作成 ○ボランティア活動 ○生徒会活動：生徒集会	○公開授業 ○授業アンケート ○命を大切にする指導プログラム（LHR）：自分史の作成 ○ボランティア活動 ○生徒会活動：生徒集会	○人権教育LHR：社会における差別（結婚差別） ○小国町人権啓発フェスティバル：ステージ発表観覧 ◇心のアンケート ◇家庭用チェックリスト ○生徒会活動：クラスマッチ □取組評価アンケート
教 職 員	◇人権教育・特別支援教育推進委員会 ○集会所学習会 ◇生徒理解研修 ○教科交流 ◇学級担任用チェックリスト	◇人権教育・特別支援教育推進委員会 ○小国郷人権教育授業研究会 ○集会所学習会 ○公開授業 ○授業アンケート ○教科交流 ◇学級担任用チェックリスト	◇人権教育・特別支援教育推進委員会 ○レポート作成 ○人権教育LHR検討会 ○小国町人権啓発フェスティバル ○集会所学習会 ○教科交流 ◇学級担任用チェックリスト

○未然防止の取組 ◇早期発見の取組 □取組評価アンケート

	1 月	2 月	3 月
1 学 年	○南小国町きよら人権デー：意見発表 ◇生活アンケート ◇個別面談	○人権教育LHR：人権問題の理解② ◇人権意識調査 ○生徒会活動：生徒集会	
2 学 年	◇生活アンケート ◇個別面談	○人権教育LHR：「言わない・書かない・提出しない」取組① ◇人権意識調査 ○生徒会活動：生徒集会	
3 学 年	◇生活アンケート ◇3者面談	◇人権意識調査	
教 職 員	◇人権教育・特別支援教育推進委員会 ○レポート研修 ○南小国町きよら人権デー ○集会所学習会 ○教科交流 ◇学級担任用チェックリスト	◇人権教育・特別支援教育推進委員会 ○小国郷人権教育実践報告会 ○人権教育LHR検討会 ○集会所学習会 ○教科交流 ◇学級担任用チェックリスト	◇人権教育・特別支援教育推進委員会 ○集会所学習会 ○新入生情報交換会 ○教科交流 ◇学級担任用チェックリスト

○未然防止の取組 ◇早期発見の取組 □取組評価アンケート